

電 気 保 安 業 務 契 約 書 (案)

1. 件 名 令和8年度自家用電気工作物保安業務
2. 履行場所 発注者指定の場所
3. 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
4. 契約金額 ￥ .－
(うち取引にかかる消費税及び地方消費税額) ￥ .－
5. 契約保証金 免 除

上記の契約について、発注者 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 博多港湾・空港整備事務所長 玉石 宗生 と、受注者 ○○○○○ ○○○○○ ○○○○○ ○○○○○○ とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(総 則)

第1条 発注者及び受注者は、契約書記載の自家用電気工作物保安業務に関し、この契約書に定めるもののほか、別冊の仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。以下これらの仕様書を「設計図書」という。）に従い、これを履行しなければならない。

(保安業務計画書)

第2条 受注者は、この契約書締結後7日以内に設計図書に基づいて保安業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 保安業務計画書は、この契約書のほかの条項において定める場合を除き、発注者及び受注者を拘束するものでない。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、この契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

(一括委任または一括下請の禁止)

第4条 受注者は、業務の全部または大部分を一括して第三者に委任し、または請け負わせてわならない。ただし、あらかじめ発注者の書面により承諾を得た場合はこの限りでない。

(下請人の通知)

第5条 発注者は受注者に対して下請人につき、その名称、その他必要な事項の通知を求めることができる。

(連絡責任者)

第6条 発注者は、発注者の指定した職員（以下「連絡責任者」という。）を定めたときは、書面をもってその官職及び氏名を受注者に通知しなければならない。連絡責任者を変更したときも同様とする。

2 保安業務に際しては、連絡責任者の指示によるものとする。

(契約の変更中止等)

第7条 発注者は必要があると認めるときは、書面をもって受注者に通知し、契約内容を変更または一時中止することができる。

2 前項の場合に契約期間、契約金額を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して定めなければならない。

(臨機の措置)

第8条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者はあらかじめ連絡責任者の意見をきかなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合において受注者は、そのとった措置の内容を遅滞なく連絡責任者に通知しなければならない。

3 連絡責任者は、災害防止上その他保安業務上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを求めることができる。

4 受注者が第1項または前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が契約金額の範囲内において負担することが適当でない認められる部分については、発注者がそれを負担する。この場合における発注者の負担額は、発注者と受注者が協議して定める。

(保安業務の実施)

第9条 受注者は、保安業務実施にあたり作業員が必要な場合は、一切受注者の負担とする。

2 受注者は、前項に定めるほか、発注者が緊急業務のため発注者が指定する以外の保安業務をするよう申し出があった場合は、これに応じなければならない。

なお、この場合に契約金額を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

3 受注者は、保安業務を実施する場合は、前日までに連絡責任者に通知しなければならない。

なお、保安業務実施にあたっては、連絡責任者の立会のうえ保安規程に基づき、各機器の点検を実施しなければならない。

(保安用材料等)

第10条 保安業務に要する機械器具及び材料等は、一切受注者の負担とする。ただし、光熱水料は、発注者の負担とする。

(施設の使用)

第11条 受注者が必要とする場合は、発注者の施設を使用することができる。ただし、その場合は、あらかじめ発注者に使用についての承認を求めなければならない。

(損害の負担)

第12条 契約履行中における損害は、受注者が一切負担するものとする。ただし、その損害のうち発注者の責に帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第13条 受注者は、契約履行中において、第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責に帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

(機密保持)

第14条 受注者は、この契約に基づく業務中に知り得た発注者の秘密は、契約履行中はもとより、契約期間完了後といえども他に漏らしてはならない。

2 前項の秘密を漏らしたことによる損害賠償については、受注者の負担とする。

(検査)

第15条 受注者は、電気保安業務が完了したときは、その旨を書面をもって発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に検査を完了しなければならない。

(支払)

第16条 受注者は、第15条第2項の検査に合格したときは、半年ごとにとりまとめ書面をもって代金の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に代金を支払わなければならない。

3 発注者がその責に帰すべき理由により第15条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。

この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとする。

(第三者による代理受領)

第17条 受注者は、発注者の承諾を得て代金の全部または一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により、受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して前条の規定に基づく支払をしなければならない。

(履行遅滞の場合における損害金)

第18条 発注者の責に帰すべき理由により、第16条第2項の規定による代金の支払が遅れた場合においては、受注者は代金額につき遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第18条の2 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引

分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（発注者の任意解除権）

第19条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第21条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（発注者の催告による解除権）

第20条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは契約を解除することができる。

一 契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

二 正当な理由がないのに、保安業務に着手すべき時期を過ぎても、その業務に着手しないとき。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したときは、保安業務の給付があり当該給付を受けることが適当であると認めたときは、これを確認して、当該代金相当額を受注者に支払わなければならない。

3 第1項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の1/10に相当する額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（発注者の催告によらない解除権）

第21条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一 第3条の規定に違反して業務料債権を譲渡したとき。

二 本契約の目的を達することができないことが明らかであるとき。

三 受注者がこの契約の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

四 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務料債権を譲渡したとき。

五 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時、業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第22条 第20条第1項又は前条第1項に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第23条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 第20条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

（受注者の催告によらない解除権）

第24条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一 第7条第1項及び第2項の規定により設計図書を変更したため業務料が3分の2以上減少したとき。

二 第7条第1項及び第2項の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

2 第20条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第25条 第23条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（違約金の相殺）

第26条 発注者は、受注者の納付すべき違約金または賠償金を発注者が支払うべき金額から控除し、なお不足を生ずるときは、更に受注者から追徴するものとする。

2 受注者は、前項の規定により追徴すべき金額から、発注者が指定する期限までに納付しないときは、その遅延日数について年3パーセントの割合の遅滞金を発注者に納付しなければならない。

（紛争の解決）

第27条 この契約書の各条項において、発注者と受注者が協議して定めるものにつき協議がとれない場合、その他この契約に関して発注者と受注者の間に紛争が生じた場合には、発注者と受注者が協議して選定した第三者にその解決のあっせんを依頼するものとする。

（補 則）

第28条 この契約書の定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議の上定める。

上記のとおり契約した証として、この証書2通を作成し、発注者と受注者が各自保管する。

令和 年 月 日

発注者 福岡市中央区大手門2丁目5番33号
九州地方整備局博多港湾・空港整備事務所
分任支出負担行為担当官
九州地方整備局博多港湾・空港整備事務所長
玉石 宗生

受注者